

(写)

災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）時における県内の被災者、被災地で活動するボランティア団体及び災害ボランティアセンター（以下「被災者等」という。）の移動手段の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、被災者等の移動手段を確保し、速やかな生活再建を支援するため、甲と乙が協力して実施する被災者等に対する自動車の無償貸与事業に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 この協定による自動車の無償貸与事業は、県内市町村からの要請に基づき、甲が乙に対して協力を要請し、乙は協力可能な範囲で応じるものとする。

2 乙は、災害時において、被災者等への自動車の無償貸与事業を自ら実施する必要があると認めるときは、甲に対し、その実施について協力を求めることができる。

（要請及び実施）

第3条 甲は、前条第1項に基づく県内市町村からの要請について、市町村の担当者、連絡先等必要な事項を記載した「協力要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）」により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により要請し、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

2 甲は、乙から前条第2項に基づく協力要請があった場合、前条第1項の規定に準じて対応するものとする。

3 乙は、第1項に基づく要請を受けたときは、速やかに事業の実施の可否等について決定し、「協力体制報告書（第2号様式）（以下「体制報告書」という。）」により甲に報告するものとする。緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により報告し、事後速やかに体制報告書を甲に提出するものとする。

4 甲は、乙が自動車の無償貸与事業を円滑に実施できるよう、実施場所の確保に努めるとともに、関係する市町村等に対して協力を求めるものとする。

5 甲は、乙が実施する自動車の無償貸与事業の周知について、連携協力するとともに、市町村に対して協力を求めるものとする。

6 甲及び乙は、災害が発生していない平時においても第一条の趣旨に沿った備えをお互いに連携し務めるものとする。

（実施の報告）

第4条 乙は、前条の規定により自動車の無償貸与を実施したときは、事業終了後速やかに、「実施内容報告書（第3号様式）」によりその結果を甲に報告するものとする。

（被災者等の自動車使用料）

第5条 被災者等の自動車使用料は無料とする。

（実施経費の負担）

第6条 この協定に基づく自動車の無償貸与事業の実施に係る経費は、乙の負担とする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、この協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に開示及び漏えいしてはならない。ただし、事前に書面による相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（連携体制の構築）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく自動車の無償貸与事業を円滑かつ迅速に行うため、平時から連携体制の維持向上に努めるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、「災害時における連絡窓口（第4号様式）」により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の2月前までに、甲及び乙のいずれからも文書による異議の申し出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

（協定内容の変更）

第10条 甲及び乙のいずれかがこの協定の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年8月30日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事

佐竹敬久

乙 宮城県石巻市駅前北通り一丁目5番23号

一般社団法人日本カーシェアリング協会

代表理事

吉澤武彦